

水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添 8）

○水産業競争力強化金融支援事業

第 1 実質無利子化措置

第 1 条 水漁機構による利子助成事務については、運用通知によるほか、運用通知第 3 の 9 - 1 の（3）のオの（ア）の c の（a）の規定に基づき事業実施主体が定める水産業競争力強化金融支援事業交付規程（以下「交付規程」という。）により実施するものとする。

第 2 条 水漁機構は、運用通知第 3 の 9 - 1 の（3）のオの（ア）の f の規定に基づき、以下に定める業務について長期金融協会へ委託するものとする。

- 1 交付規程第 4 条第 2 項に規定する利子助成金交付代理申請書を融資機関から受理し、当該申請書の点検及び整理を行う業務
- 2 交付規程第 4 条第 3 項に規定する利子助成金交付決定通知書を交付希望者へ送付する業務及び利子助成金交付決定通知を融資機関へ送付する業務
- 3 交付規程第 5 条に規定する業務
- 4 交付規程第 6 条第 1 項に規定する貸付実行報告書を融資機関から受理する業務
- 5 交付規程第 6 条第 2 項に規定する業務
- 6 交付規程第 6 条第 3 項に規定する利子助成金支払請求書を融資機関から受理する業務
- 7 交付規程第 6 条第 4 項に規定する業務
- 8 交付規程第 7 条に規定する事実が生じた場合に水漁機構の指示により、利子助成金の支払いの一部又は全部を停止する業務
- 9 交付規程第 8 条に規定する事実が生じた場合に水漁機構の指示により、交付対象者へ不当に支払われた利子助成金相当額の返還を請求する業務
- 10 交付規程第 9 条第 1 項に規定する利子助成条件変更代理申請書を受理し、当該申請書の点検及び整理を行う業務
- 11 交付規程第 9 条第 2 項に規定する利子助成条件変更通知書を交付対象者へ送付する業務及び利子助成条件変更承認通知を融資機関へ送付する業務
- 12 交付規程第 9 条第 3 項に規定する繰上償還報告書及び同条第 4 項に規定する住所・名称変更報告書を融資機関から受理する業務
- 13 交付規程第 9 条第 5 項に規定する業務
- 14 交付規程第 10 条に規定する調査等を補助する業務
- 15 交付規程第 12 条に規定する実績報告書に必要な資料を作成する業務

第 2 実質無担保・無保証人化措置

（助成金の交付等）

- 第 1 条 基金協会は、各年度において、実質無担保・無保証人化措置による保証の引受けを行ったときは、別記様式第 9 - 1 号により、翌年度の 4 月末日までに水漁機構に助成金の交付を請求するものとする。
- 2 信用基金は、各年度において、実質無担保・無保証人化措置による保険の引受けを行ったときは、別記様式第 9 - 2 号により、翌年度の 5 月末日までに水漁機構に交付金の交付を請求するものとする。
 - 3 水漁機構は、第 1 項及び前項の請求書を審査の上、運用通知第 3 の 9 - 1 の（3）のオの（イ）の d の規定に基づき助成金又は交付金の支払いを行うものとする。

第 3 保証料助成措置

(保証引受プログラム改修経費に係る助成の限度額等)

- 第1条 保証引受プログラム改修経費助成事業について、運用通知第3の9-1の(3)のオの(ウ)のcの(b)の事業実施主体が水産庁長官の承認を受けてあらかじめ定める金額は、2,360千円とする。
- 2 基金協会は、保証引受プログラム改修経費助成事業の助成金の交付を受けようとするときは、平成28年5月末日までに、別記様式第9-3号により水漁機構に交付を申請するものとする。
 - 3 水漁機構は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査の上、助成金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、別記様式第9-4号により基金協会に助成金交付決定を通知するものとする。

(助成金の交付等)

- 第2条 基金協会は、四半期ごとに、その四半期に保証料の未収額が発生する保証について保証料助成事業による保証料助成の額を集計し、別記様式第9-5号により各四半期末の翌月末までに水漁機構に請求するものとする。
- 2 前条第3項により交付決定の通知を受けた基金協会は、必要なプログラムの改修を完了したときは、別記様式第9-6号により改修を完了した日から1月を経過した日までに水漁機構に助成金の交付を請求するものとする。
 - 3 水漁機構は、第1項及び前項の請求書を審査の上、運用通知第3の9-1の(3)のオの(ウ)のcの規定に基づき助成金の支払いを行うものとする。